医療法人解散フローチャート

解散事由の発生

【認可】

② 目的たる業務の成功の不能
③ 総会の決議（社団のみ）

【届出】

① 定款（寄附行為）に定めた解散事由の発生
⑤ 社員の欠亡（社団のみ）

【別途手続き】

④ 他の医療法人との合併
⑥ 破産
⑦ 設立認可の取消
（休止等で１年以内に再開しない場合は、医療審議会の意見聴取不要）

知事（保健所長）の認可を受けなければ効力なし。
（医療法第５５条第６項）

解散認可申請

［添付書類］
・理由書
・解散の手続き済みを証する書類
（社員総会等の議事録）
・財産目録、貸借対照表
・残余財産処分方法を記載した書類
・その他知事が必要と認める書類

医療審議会に諮問

医療審議会での審議

解散認可

要件を充足していれば認可
(不認可は弁明機会の付与が必要)

⑥ 破産

裁判所による破産宣告

裁判所の職権による破産登記
（破産法第119条）

破産終結の決定

裁判所の職権による破産終結の登記
（破産法第121条）

④合併認可申請
⑦命令違反による取消の場合

医療審議会に諮問

医療審議会での審議

④ 合併認可
⑦ 設立認可の取消

⑦のみ、④は合併登記

【解散の登記】

- ２週間以内に解散の登記 （組合等登記令第８条）
- 清算人の登記
  → 就任後、知事（保健所長）に氏名、住所を届出 （医療法５６条の６）

【清算の手続き】（医療法５６条の７）

- 現務の結了
- 債権の取立 及び 債務の弁済
- 残余財産の引渡

【清算の結了】

- 知事（保健所長）への届出 （医療法５６条の１１）
- 清算結了の登記 （組合等登記令第１１条）